

## 埼玉県民生委員・児童委員活動に関する検討委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 民生委員・児童委員の活動の充実を図るために必要な支援や環境整備等について検討するため、埼玉県民生委員・児童委員活動に関する検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 検討委員会は、民生委員・児童委員活動に関し、次の事項について検討する。

- (1) 民生委員・児童委員を取り巻く課題に関する事項
- (2) 民生委員・児童委員の活動に必要な支援や環境の整備に関する事項
- (3) 民生委員・児童委員の担い手確保に関する事項
- (4) 民生委員・児童委員の活動の周知に関する事項
- (5) その他必要な事項

### (構成)

第3条 検討委員会は、学識経験者、経済団体、民生委員・児童委員、行政関係者等から構成する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

- 2 任期中に委員が異動若しくは退職した場合又は欠けるに至ったときは、委員を補うことができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、検討委員会の会務を総括し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

### (招集等)

第6条 委員会は、埼玉県福祉部部長（以下、「福祉部部長」という。）が招集する。

- 2 福祉部部長は、必要があると認めるときは、関係者に委員会への出席を求めることができる。

### (事務局)

第7条 検討委員会の事務局を埼玉県福祉部社会福祉課に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和6年8月30日から施行する。